

「法科大学院（法曹養成制度）の評価に関する研究会報告書」
 に対してお寄せいただいたご意見
 （平成 23 年 1 月 5 日～平成 23 年 1 月 11 日まで受付の 20 件。受付順）

受付年月日	No.	ご 意 見
2011. 1. 6	11	<p>旧司法試験合格者、弁護士実務経験 6 年ほどの者です。 法科大学院を即刻廃止すべきと考えます。</p> <p>1 旧司法試験制度の弊害が不明</p> <p>法科大学院の導入にあたって、旧司法試験制度の弊害（暗記中心、予備校中心）が指摘されてきました。しかしながら、このような弊害は学者の（予備校に奪われた）学生の獲得、官僚の天下り利権確保等が絡んだ全くのいいがかりに過ぎず、法科大学院制度導入のための詭弁でした。旧司法試験制度の弊害は全く抽象的に過ぎず、法科大学院設立を正当化できるものではありません。</p> <p>法科大学院卒業生が旧司法試験合格者よりも優秀である統計的データ等は全く存在しません。「法科大学院を卒業した者は優秀である」との考えは、論拠が欠落しています。</p> <p>4 年制の法学部がある日本において法科大学院を設立することは屋上屋を用意するものであり、法律学習を司法試験受験条件と関連させる制度設計自体、合理的関連性は欠落しています。</p> <p>2 優秀な人材が法曹を目指さない現状</p> <p>法科大学院の進学を司法試験の条件とすることで、優秀な学生が法曹への道を諦める事態となっています。</p> <p>新卒を優遇する日本の雇用慣行では、法科大学院の入学は新卒条件による企業就職機会の放棄を意味します。</p> <p>リスクヘッジの意識が高い優秀な人物は、司法試験三振時に就業経験がないまま社会に放り出されるリスク、法曹の多くを占める弁護士の収入低下の現状をふまえ、法科大学院を目指していません。</p> <p>旧司法試験では、優秀な学生の中に法科大学院を目指す者が多くいました。</p> <p>しかしながら、現在の法科大学院には貴重な 20 代の職務経験（いわゆる新卒カード）を捨ててまで進学するほどの魅力は全くありません。</p> <p>また、（夜間の法科大学院があるとはいえ）仕事を続けながら受験することは事実上著しく困難であり、有職者の参入を法科大学院は事実上阻んでいます。</p> <p>結果として現在の法科大学院は、「裁判官、検察官になることを強く希望する人物」「大手企業法律事務所の弁護士になりたい人物」といった一部の強い職業意識を持つ者を除いては、「法学部に進学し、特に就職も考えないため、何とはなしに法科大学院に進む者」を集めているに過ぎず、「多様な人材」を全く確保できていません。</p> <p>速やかに</p> <p>ア 旧司法試験制度への回帰、または、 イ アが困難時は新司法試験の受験要件として法科大学院卒業の条件撤廃</p>

		<p>を導入すべきです。</p> <p>そうすれば、優秀な人材が、大学在学中や社会人のままにチャレンジできる制度となり、人材の裾野が広がります。</p> <p>司法試験の受験資格に法科大学院の卒業を条件としたことで、日本の司法制度の土台が大きくゆらいでしまったと感じます。</p> <p>法曹関係者が少ないとの批判に応えるために、なぜ、旧試験の合格者を増員して対応するというシンプルな政策が取れなかったのでしょうか？</p> <p>法科大学院の利権に飛びついた関係者は、日本の司法制度に与えた影響を深く反省すべきと思います。</p>
2011. 1. 6	12	<p>法曹の仕事は、事務処理作業ではなく、創造性を要するものです。</p> <p>法科大学院制度は、大人に対して学校教育によってそのような能力を得させようとするものであり、無理があるように思います。</p> <p>ある法律問題を前にしてどのような議論があるかを自ら地道に収集したうえで議論を咀嚼し、相反する考えを咀嚼し、何度も考案を繰り返し、そうして、一応正しいと考えられる結論及びそれに至る理論構成を導く。そういう作業を、何百と繰り返すのが法曹になるための訓練です。これは、人の話を聞いたりして身に付くものではありません。孤独に、書籍と格闘してこそ身につくものです。現に法曹実務家は、裁判官にせよ検察官にせよ弁護士にせよ、人の話を聞いて事務作業をしているのではなく、黙々と一人で机に向かっていることが圧倒的に多いのです。そういう仕事から、法曹がなすべき社会的意味のある創造的なものが生まれてきています。</p> <p>最近の若者は特に、情報をインターネットなどで簡易に取得し、それを短絡的思考によってスクリーニングする傾向があるように思います。そのような時代に法曹を養成するには、なおさら、孤独に研究し、思考させることが必要であると思います。</p>
2011. 1. 7	13	<p>本当に法科大学院が素晴らしい教育をしており、その教育を受けた方が、新司法試験にはるかに合格しやすいし、実務家になってからも極めて有利なのであれば、たとえ新司法試験受験資格を完全に撤廃し、誰でも自由に受験できる制度に変更しても、学生は殺到するはずなのだ。</p> <p>学生にとって、新司法試験に合格しなければ法律家の道は開けないのだし、法律家になってからも有利な実力をきちんと身につけてくれるのであればたとえ新司法試験に合格しなくても（経済界も弁護士不足を喧伝していたのでもしそれが本当なら）企業が争って雇用してくれるだろうから、この就職超氷河期では、多少の学費はむしろ安い先行投資になりうるからだ。</p> <p>法科大学院協会は、多少の問題点を認めつつも、基本的には法科大学院制度は素晴らしい制度であるとの姿勢を崩していない。社会の評価、新司法試験合格実績を素直にみれば、法科大学院制度が日本の法律家養成の極柁となりつつあることはもはや明白のように思われる。</p> <p>こんな簡単な事実認識も出来ない教授が実務家を養成するはずの法科大学院で教鞭を執っているとしたら、その方が危険ではないだろうか。</p> <p>私は法曹 10 年目であり、法科大学院の学者教授の先生と幾人かお話ししたが、「本音では、法科大学院制度は失敗だと思っている。」と仰る先生が圧倒的に多い。しか</p>

		<p>し、お立場上、自分からは言い出せないのだそうだ。学者教員の負担も大きく、優秀な学者が育たないばかりか、そもそも優秀な生徒が集まらない状況で、多くの生徒を新司法試験合格のレベルまで引き上げることは、草野球チームの選手を集めてきて大リーガーにしようというようなもので、そもそも無理なのだそうだ。</p> <p>早く、制度を改めるべきと思う。</p>
2011. 1. 7	14	<p>本件について、法科大学院生として、ぜひ現場の「生」の意見をお伝えしたいです。</p> <p>具体的に言えば、私が感じているのは、法科大学院制度によって、「法曹の質」が低下した、としきりに騒ぐ人がいますが、「そんなに筆記試験の成績が法曹としての適性を図る上で大事ですか？」ということなのです。</p> <p>もちろん、日本で最優秀の頭脳を有する、裁判官や検察官からみれば、日本語と思えないような文章を書くひともいるのかもしれませんが。しかしながら、司法試験なり二回試験なりの順位が、法曹としての将来性を図る上で、そんなに大切なのでしょうか？研修所の教官にしても、法務省の官僚にしても、難しい司法試験を合格したというプライドからなのか、そのあたりの発想が凝り固まっているように思えてなりません。</p> <p>確かに、法曹は、文書で仕事をする側面が強いので、筆記試験の成績＝当人の法曹としての能力、という要素が強いは否めません。が、わかりやすい文書を書いたり、法律の難しい議論をひもとけたり、というだけで、実社会で法曹として良い仕事をするかという、まったく別の話でしょう。（東大出身だからといって、必ずしも仕事で優秀とは限らない、というのと同じだと思います）</p> <p>しかも、仮にそうした筆記試験で、人生のその時点における法曹としての適性をすべて図れるとしても、その後の長い人生、その能力にあぐらをかいて努力をしなければ、大した仕事もできないでしょう。そして、実際問題として、弁護士資格にあぐらをかいて、努力もせずに金稼ぎをしている中高年弁護士がいくらでもいる、ということは、周知の事実ではないでしょうか。</p> <p>そもそも、司法制度改革の趣旨は、多様な法曹を育てるということにあったはずで、その観点からすれば、日本の学歴社会を勝ち抜いたエリートばかりでなく、（多少文書が下手でも、）交渉が上手だったり、バイタリティがあったり、弱者のために一生懸命にがんばれたりする人が法曹になることが大事であり、ここに挙げるような能力は、どんな筆記試験をしても、図ることはできないでしょう。</p> <p>司法試験で、100番のひとの書く文書も、1500番のひとの書く文書も、3000番のひとの書く文書も、一般人からみれば、大して重要なことではないと思います。依頼者のために一生懸命仕事をしてくれることのほうがはるかに大切なはずで、（100番は言い過ぎにしても、少なくとも1500番と3000番で、依頼者の立場から、それほどの違いを感じるとは思えません）</p>

このような観点からすれば、そもそも、司法試験や二回試験で、法曹としての能力をすべて測ろうとして、合格者をしきりに減らそうとする、裁判所や法務省の考えこそ、傲慢なのではないでしょうか。

さらに問題なのは、法務省が試験における能力を重視することにより、結局、ロースクールでの勉強よりも、予備校での勉強がはびこりつつある現状です。

ロースクール制度の大切なポイントのひとつが、予備校的な教育から脱し、真に世の中に役立つ法曹を育てよう、というところが出発点でした。それが現状はどうなっているかと言えば、私の知る限り、結局多くの法科大学院生は（浪人生はもちろんのことですが現役生でも）予備校に通っている者が増えつつあります。

当たり前だと思います。筆記試験で能力を測ろうとする限り、大学（院）は予備校に勝てるわけがないのです。忙しい大学の先生が、予備校の先生みたいに、答案の書き方を上手に教えたり、過去問の分析や検討をしたりするわけがないのですから。

にもかかわらず、法務省は、法科大学院の教育が十分でないとか言って、合格者を減らしている。さらにいえば、文部科学省は、受験指導を禁止するという馬鹿げた措置をとることによって、学生を、金銭的にも時間的にも、一層苦しめています。

筆記試験で能力を測ろうとするかぎり、どんなに法務省が試験形式で工夫をしようとも、大学の先生が、予備校の先生に教え方で勝てるわけないと思いませんか？大学受験のときに、たいていの高校生が進学塾に通うのと一緒です。

さらにいえば、法科大学院では、先端的な科目やグループで討議したりする授業があるわけですから、昔の司法試験受験生のように、試験科目だけひたすら勉強していればよいわけではありません。すなわち、法科大学院の教育においては、司法試験の「点数」という観点からすれば、無益な授業がたくさんあります。しかし、そうした授業こそ、「本当の法曹に求められる力」の育成のための大切な授業でもあったはずなのです。

筆記試験で高い能力を有する法曹が必要であれば、法科大学院なんて廃止して、もとの司法試験制度に戻して、予備校でせつせと文書（答案）作成能力をみがいてもらえばよい。

逆に、「本当の法曹に求められる力」の育成を法科大学院に期待したいのであれば、筆記試験で能力を測るのはいい加減あきらめて、よくわからない理由で合格者を減らすことなんてしない（減らせば減らすだけ予備校にみんな必死に通うだけです）。

どうしてエリートの方々は、こんな単純なことがわからないのかな、と不思議に思います。私が感じているのは、法曹制度の改革について、昔の難しい司法試験に合格

		<p>したエリート（裁判所や法務省の官僚、法曹出身の政治家など）ばかりで議論をするのではなく、もっと一般人の視点を取り入れたほうがよい気がしてなりません。</p> <p>以上、つたない意見ですが、よろしくお願いします。</p>
2011. 1. 7	15	<p>旧司法試験の制度の方が良かった、あるいは、法科大学院制度の方が良い、という意見、それぞれあるかと思いますが、私は、いずれの意見も視野狭窄に過ぎる、と考えます。どんな制度改革でも、長所・短所があるのは世の常です。</p> <p>日本の制度設計者が犯した最大の過ちは、どちらの制度を選んだか、ということにあるわけではありません。</p> <p>そうではなく、中途半端な制度設計をしてしまったことこそが、最大の過ちと考えます。すなわち、法学部を残し、既修者制度なる滑稽な仕組を組み込んだ法科大学院という、世界でも唯一無二の制度を構築してしまったということです。</p> <p>この結果として、いわば「悪いところ取り」という状況が、法科大学院の現場においては生じています。</p> <p>そもそも、法科大学院制度の是非を論ずるに当たっては、その趣旨というのは何だったのか、というところから議論をスタートさせるべきと考えます。それは、(典型的には予備校で暗記教育だけしてきた法律バカではなくて、) 多様な法曹を育成していこう、ということにこそあったはずです。</p> <p>ところが、現行の制度は、多様な法曹の具現者たるはずの層（他学部・社会人出身者）が一番苦しむ仕組みとなっています。その結果として、そうした層がロースクールに年々入学しなくなるという負のスパイラルに陥っており、未修者コースの多くが、法学部出身者によって占められつつあるという状況は、ご承知のとおりです。</p> <p>前々から予想されていたとおり、未修者コースからの1年間では、法学部で4年も勉強してきた学生に学力的に追いつけず、司法試験に合格できない、という結果となっていますが、問題はこれだけではありません。</p> <p>それ以上に問題なのは、仮に、真摯な努力の結果として司法試験に合格できたとしても、就職活動においては、法科大学院内での成績が、何より重要な評価項目とされるために、なかなか就職が決まらないというのが、他学部・社会人出身者の置かれている現状なのです。</p> <p>いわゆる渉外系の法律事務所を中心とした弁護士事務所では、成績を最優先の基準として露骨な選考を進める結果、若い学生のメンタリティーとしては、法学部において早くから法律の勉強を開始し、法科大学院で優秀な成績を取り、意中の法律事務所から内定を得る、というのが、エリートコースとなりつつあります。あるいは、学者志望者でも同様に、法科大学院で優秀な成績をおさめた者が選ばれていきます。</p>

法律の勉強というのは、ある程度の知識量が必要ですから、年数を費やしたほうが強いのは当たり前なのに、こうしたことは、残念ながらほとんど考慮されていません。社会人・他学部出身の未修者は、最初の1年で既修者と同等以上の学力に達しなければ、成績争いで敗れ、ごく一部のずば抜けた能力のある人を除き、希望通りの道を歩めないのです。

法科大学院制度は、「法律を長年勉強してきた者はますます有利になり（富み）、そうでない者は、司法試験に落ち、就職もできずに、ますます不利になる（貧しくなる）」という、いわば「格差社会」の極み、となっているのです。

日本がモデルとした米国では、法学部が存在せず、皆が横並びで三年学びます。当然、皆が社会人経験を有し、あるいは他学部出身者で、多様性が自然と生まれる仕組みとなっており、公正な環境で競争が行われます。

これに対して、日本の法科大学院は、多様性を年々失いつつあり、実学の要素が強い法律という学問を、感性豊かなはずの若者に、机上で六年も学ばせるというだけの仕組みと化そうとしています。

このように法学部を残したこと（既修者コースを設けたこと）により、いびつで、歪んだ競争社会が形成されているのは本当に不幸なことです。こうした現実を、単に努力の差として個人に帰責すべきではなく、制度に根本的な問題があることを認めるべきです。多様性の具現者たるはずの他学部や社会人出身者が、苦しみ、淘汰されていく現在の制度ははやく手を打たなければ手遅れになります。

そこで、今からでも、法学部を廃止すべきと考えます。

その理由は、第一に、就職難の問題の解決のためにも廃止が必要ということです。特に企業の法務部は法学部が中途半端に残っているからこそロー生を採用する必要性に乏しいですが、法学部を廃止すれば、企業で働けるロー生をぐっと増やせるはずで

す。第二に、合格レベルの適正化と有為な才能を最大限活かすということです。今は、どんな優秀な学生でも、法学部からだど、五年六年法律を勉強する必要がありますが、実学かつ暗記要素で忘れるのはいや、法律をそれだけの期間勉強させるのは、才能の浪費と考えます。実際、上位法科大学院の優秀層は、大学院入学時点でも新司法試験に受かれるようなレベルの者も少なからずいるように感じます。一律法科大学院での三年を学習期間とすることで、こうした有為な才能のムダづかいを排除することができますし、また、ムダに勉強時間を費やした学生が受験生からいなくなることで、司法試験の合格ラインを適正な水準に落ち着かせ、他学部や社会人出身でも、きちんと努力すれば、ほぼ合格できるというレベルに、新司の合格ラインを下げる事が可能になると考えます。

		<p>なお、韓国では、法科大学院制度を導入するに当たり、法学部を廃止しました。正確には、法科大学院を設立するところには、法学部を廃止させたということです。(新聞記事参照：http://www.yomiuri.co.jp/kyoiku/renai/20090227-0YT8T00313.htm)</p> <p>こうして、日本のように、法科大学院が乱立するという事態を防止することに成功しました。今からでも、東大・京大をはじめとした上位ロースクールに法学部を廃止させれば、下位ロースクールは、ロースクールを廃止し法学部で生き残るということで、すみわけが可能になると考えます。</p> <p>以上のことから、既修者制度及び法学部の早急な廃止を求めます。(あるいは、未修者コースと既修者コースで、司法試験を2つに分けるということも一考に価すると考えます)</p> <p>なお、こうした対応がとれないのであれば、まだ早く優秀な学生を実務に出せた分、旧司法試験制度の方がましでした。1日も早く、「悪いところ取り」の中途半端な制度が是正されることを祈ります。</p>
2011. 1. 7	16	<p>私は、法科大学院を卒業した弁護士です。</p> <p>以下のとおり意見、要望致します。</p> <p>1 検討のあり方</p> <p>審議会意見書の理念に従って現状を検討するという現状における検討方法が正しいとしても、当該理念がそもそも不適切である可能性を残すべく、時限を区切って、軌道修正により達成できない目標については、そもそも審議会意見書の理念が「机上の空論」に過ぎないものであったのかを検討すべきです。具体的に時限を区切り、審議会意見書で達成できなかった理念については抜本的見直しが必要ではないでしょうか。法科大学院の設立はかなり性急に行われたので、当初設定された根本的な(場合によっては廃止も含めた)方向性(理念)の修正も行うべきです。</p> <p>2 最高裁判所との連携の観点</p> <p>法曹増員が掲げられているにもかかわらず増員されているのは弁護士ばかりであることは周知の事実かと思えます。裁判官を増やすことも重要ではあると思いますが、そもそも裁判官の期日指定に問題があります。</p> <p>迅速な裁判の達成は、現在の、1月に1回開廷というスパンでは限界がありますので、この運用を改める指導を最高裁判所に指導していただくことが必要不可欠であると考えます。</p> <p>ところが、最高裁判所との関係が、報告書に欠落していると思われまます。</p> <p>3 制度の弊害</p> <p>法科大学院制度の導入にあたって、報告書第1、2、エにて「法科大学院の設置は、</p>

関係者の自発的創意を基本としつつ設置基準を満たしたものを認可することとし、広く参入を認める仕組みとすべきである」とあります。

司法試験合格実績のない大学に法科大学院が乱立したのは記憶に新しいですが、このような認可の結果、どれだけの補助金が大学に渡ったのでしょうか。新司法試験における合格実績のない、理論と実務を架橋できていない法科大学院に対する補助金に司法予算を配分することは、司法修習生に対する給与とは比較にならないほどに、批判されるべきでしょう。批判が出てこそ改善する機運も高まるのではないのでしょうか。司法予算のうちのどれだけが法科大学院（そしてどの大学）に配分されたのかは、国の制度としてコストに見合った役割をどれほど果たしているのかの1つの検討要素足り得ると思いますので、この点について、審議会意見書には（当然のことながら）記載されていない事項ですが、今般の報告書において検討すべきと思います。

4 受験制限

報告書における問題点の被害者は、法科大学院入学者、そして卒業生です。7～8割よりも高い合格率を誇る医師国家試験で受験制限がありますか？司法試験を3回受験しても受からない人には、適性がないということが制度の趣旨であると考えられますが、これは、個々人の職業の適性を国が判断・誘導する制度であり、社会主義国家の政策にしか見えません。制度の問題を受験生だけに負わせることになっている現状の不当性もさることながら、制度の根本的な部分の思想が日本には相応しくないと思いますので、受験制限はすぐにでも撤廃すべきではないでしょうか。

5 理念（審議会意見書）の問題

（1）ゼロ・ワン地域

報告書第1、1(1)において、審議会意見書「地域的偏在の是正の必要性」が、法曹増員との関係で言及されています。

私が知る限り、ゼロ・ワン地域の解消に貢献しているのは日弁連の活動、具体的には「ひまわり」、及び法テラスであって、法曹増員との因果関係は相当に薄いと思われます。この点の、法曹増員前の状況と法曹増員後の状況を対比する調査を行った上で、解消されたゼロ・ワン地域の解消原因を解明することにより、法曹増員がゼロ・ワン地域の解消にどれだけ役立つのかが明らかになります。

この点について、法曹を増員すればゼロ・ワン地域が解消されるという安易な発想に基づいているのは明らかだと思われますので、当初の理念の再検証という形で最も簡単に着手できる事項だと思います。

（2）大学離れ、ダブルスクールとの関係

報告書第1、2(1)に審議会意見書の理念において、「受験技術優先」、「ダブルスクール化」が問題になっていたとのことですが、前者については、旧司法試験の問題を新司法試験のように（出題形式を変えていく工夫を行う）変えれば対応でき、また、後者については、大学における研究者教員の教育内容に問題があった

		<p>だけであり、判例・通説を（ごくわずかな間違いがあったとしても）網羅して教える司法試験予備校が批判される理由はないと思います。</p> <p>第4回検討において招聘された伊藤真先生が伊藤塾を開講する、はるか昔から司法試験予備校はありますが、諸先輩方にどこまでの問題があるのか理解しかねますし、よく言われるように金太郎飴のような答案が一定時期から大量に出現してきたとの点についても、このような時期に法曹になった方々に問題があるといえるのか、たとえば、50期代後半の弁護士に、新60期以降の弁護士と比べて問題があるのかを、調査すべきでしょう。</p> <p>審議会意見書の理念によれば「ダブルスクール化」、「大学離れ」の状況が「法曹となるべきものの資質の確保に重大な影響を及ぼすに至っている」とあります。</p> <p>しかし、上記したことに加え、司法試験予備校が、受験勉強のためのツールに過ぎないことくらいは学生も理解しており、「大学離れ」現象は、大学の教員が反省することはあっても、学生からみたときの1つのツールに負ける、教育者としての能力に疑問符が付くというだけで、法曹の資質が低下するというのは客観的に分析できていない、的外れな議論だと思います。優秀な人間であればあるほどに、「資格試験」である司法試験に効率的に合格するべく、効率的な方法を選ぶのは当然のことです。</p> <p>審議会意見書におけるこの「資質の確保に重大な影響を及ぼす」という点の再検証を、利害関係人である法学部・法科大学院教員の関わらない形で、早急に行って頂ければと思います。</p>
2011.1.8	17	<p>都道府県庁に勤務する中堅の地方公務員です。</p> <p>大学入学当初より公務員志望でしたので、司法試験に興味はありませんでしたが、ひとりの行政マンとして、法曹養成制度という国家統治に関わる問題を放置する文部科学省及び法務省の対応に疑問を感じ、筆を取りました。</p> <p>私は過去に職員（公務員）の採用事務に携わったことがあります。このときの経験からいえば、法科大学院によって法曹の質が向上することはあり得ないと考えます。</p> <p>今般の研究会（第6回）に出席された弁護士の方が主張されているとおり、どの業界でも優秀な人材の確保がすべてであり、多様な人材がチャレンジしたいと思えるような制度づくりが重要です。これは法曹でも公務員でも同じと考えます。</p> <p>我々地方自治体も、どのような試験制度であれば受験者が集まり、優秀な人材を確保できるのか、必死に考え、議論しています。そしてその議論の結果、各自自治体で出された共通の結論は、まずは受験者の間口を広げて、多種多様な人材が受験できるようにすることです。近年、公務員試験の受験制限が緩和され続けていることはこの証左といえます。</p> <p>つまり、その考えの根本には、志望者の分母が大きいほど優秀な人材が確保できるという極めてシンプルな原理が存在しているのです。この原理を根底から否定する方</p>

	<p>はなかなかおられないでしょう。</p> <p>一方で、法科大学院はどうでしょうか。経済的及び時間的に過大な負担を強いられれば、それだけ法曹志望者が減少するのは当然の結果であり、したがって法曹の質が低下するのも明白です。この制度は、「多様な人材がチャレンジしたい」制度とは、本質的に相容れないものではないでしょうか。</p> <p>仮に法曹の質が低下しないのだとすれば、法科大学院において相当高度な教育が行われている場合、法曹に高額な報酬や社会的地位が保証されるために志望者が減少しない場合、「法務博士」の称号がキャリアとして認められる場合などが考えられますが、現状がこれらの条件を満たしているとは到底思えません。</p> <p>もともと大学法学部に毛が生えた程度と揶揄される法科大学院には、真つ当な実務教育能力は期待できないと当初から言われていましたし（私も法学部で教育を受けましたが、端から無理と感じていました）、法曹人口の増加により高額な報酬は望み薄です。また、無益といわれる法科大学院を単に修了した「法務博士」など、どの企業も欲しがらないと言われていています。表現がきついです。我々都道府県庁にとっても、必要のない人材です。</p> <p>法科大学院を設計された方々は、一体何を期待していたのでしょうか。本当に国民生活の質向上を目指していたのですか。研究重視の日本の大学が、本当に実務教育をできると考えていたのですか。争いごとを好まない日本人の特質を考慮せず、本当に欧米並みの訴訟社会に移行すると考えていたのですか。これらは、少子化対策としての大学延命策ではないのですか。それとも、社会的地位と所得の高いあなた方は、法科大学院の学費など安いものだと考えていたのですか。</p> <p>いずれにせよ、どれも現実感覚から全く遊離したものであり、空虚空論と断じざるを得ません。</p> <p>文部科学省及び法務省は、どうお考えなのでしょう。私も行政マンですから、「無駄」とされる諸制度の中にも、国民生活にとって有益なものが多々含まれていることは理解しているつもりです。しかしながら、そのような立場から百歩譲って見ても、法科大学院は、「無駄」な大型公共事業としか思えないのです。これだけ非難されているのに、まだ数百億円の税金を投入するのですか。責任は両省だけではありません。財政を司る財務省は、なぜ法科大学院のための予算をカットしないのですか。</p> <p>法曹は、日本国の財産であり、国民にとって極めて重要な人的社会インフラです。人を裁き、人を救い、法治を護る職業ですから、多くの人がチャレンジできる制度の中で公平な競争を行い、優秀な人に就いてもらわなければ困るのです。これは、法を執行する行政マンとして、日々の業務で私が感じ続けていることです。</p> <p>現行制度のままだと、確実に法曹の質が低下し、その影響は我々国民に確実に跳ね返ってきます。一刻も早く制度についてゼロベースで再検討するよう、真摯な対応をお願いします。</p> <p>最後に、研究会を立ち上げ、中立的な立場で論点をまとめてくださった総務省の担当職員各位に敬意を表して、締めくくりたいと思います。本当にお疲れ様でした。今後も頑張ってください。</p>
2011. 1. 8	18 1 はじめに

法科大学院の設立趣意は「実務と理論の架橋」であった。

これまで別々の存在であった実務の世界と、学者による理論の世界との融合。そのような理想の下にこの制度は生まれたようである。

つまり、法科大学院は、実務教育と理論教育の両方をやることを国民から付託されたはずであるが、実際はどうだろうか。

2 法科大学院の設立時の目標と現実の乖離～実務教育のお粗末さ

法科大学院は、前期修習代替程度の実務教育を行うと言っていた。しかし、現実にはまったくなされていない。

新61期以降は前期修習がなく、起案の作法もわからないまま実務の現場に送り込まれるため、現場で一から教えなければならず、混乱に陥っている。

もともと、前期修習同様の教育をしようにも、そのための人材確保はできていない。法科大学院を中心となって支配しているのは学者教員であるが、彼らは実務を知らない。登記簿すら読めない民法の学者教員がいる。学者が支配する限り、法科大学院で実務教育などできるはずがない。学者が悪いというわけではなく、畑違いなのである。

3 理論教育のお粗末さ

すると、法科大学院では何を教えているのかが問題となるが、まず試験対策は文科省の横槍でできない。大学の自治など忘れた法科大学院の学者は、試験対策と指摘されることを怖れて、試験に役立つ学術的判例研究などの授業に走る傾向が強い。法科大学院が、学部の劣化版と評される所以である。

もちろん、示唆に富んだ良い授業もあるが、少数だし、法科大学院によって大きなばらつきがあると思われる。

4 法科大学院制度の弊害

経済的な理由で法曹を断念せざるをえないことももちろんであるが、案外看過されているのが、「試験委員による漏洩のおそれ」である。現実に平成19年の試験では問題となった。これは、試験委員がそのまま法科大学院で教えているためであろう。法科大学院というひとつの単位で連帯感を生み、その結果、教員が学生に合格してもらいたいとの感情を抱くのは当然である。かかる感情が、漏洩の素地を作り出しやすいといえる。また、法科大学院間で学生の奪い合いとなって合格実績を挙げないと淘汰されるとの危機感がある。こうした要因が、そのような事態を招いたといえる。試験委員の多い大学院は合格実績も高い。これでは、一般国民の目から見て、試験の公正性が保てているとは到底言えない。試験委員から法科大学院教授は全部外さないと、司法試験の公正性さえ疑われかねない。

5 「多様な人材」の欺瞞

法科大学院制度を導入することで、「多様な人材」が入ってくると喧伝されていた。

しかし、実際には、高いロースクールの授業料が参入障壁であるし、また、最低2年+卒業後新司法試験の合格発表までの約9ヶ月間はキャリア中断せざるを得ない。

現実にも、報告書にも記載のあるとおり、法学部以外からの入学生が激減し

続けている。そもそも、法科大学院自体の志願者が70%以上減少している。

そもそも「多様な人材」の定義は何なのか。それすら明らかにせず、またどういう意味があるのかについても明らかにしていない。それでは長い間旧試験に勤しんだベテランの合格者は「多様な人材」に入らないというもおかしな話である。

そもそも学生からソッポを向かわれているのに、「多様な人材」どころではないうえ、「多様な人材」の意味が不明確であることに鑑みると、「多様な人材の確保」という法科大学院の制度趣旨はそれ自体が欺瞞というほかない。

6 法科大学院卒業を新司法試験受験の資格要件としている意味

ところで、新司法試験を受けるためには、原則として、法科大学院を卒業していなければならない。その趣旨は、法科大学院における高等教育を受けていないと法曹の資格がないということだと思われる。

しかしながら、先に述べたように、法科大学院の教育内容は、試験対策にもなっていないければ実務に役立つものでもない。したがって、法科大学院卒業を新試験受験要件とする理由はどこにもない。

にもかかわらず、法科大学院卒業を新試験受験要件とする理由は、新試験受験資格を人質にしない限り、法科大学院にカネを払ってまで通おうとする人がいなくなるからであろう。

7 法科大学院を卒業して残るもの

法科大学院を卒業すると新司法試験受験要件とともに「法務博士」という資格をいただける。しかし、実際にスキルアップするのかというとそんなことはない。「法務博士」がそれほど高いスキルを持っているのなら、企業は、こぞって採用するはずである。

ところが、そうっていないのは、実務教育をしていないからである。法科大学院に通わせる2～3年間で、学部卒を自社で研修させ働かせるほうが、企業の求めるスキルが身につく。

法科大学院を卒業して残るのは、新司法試験受験資格と「法務博士」号と、そして学費を支払うための借金と、2～3年間の機会損失だけである。新司法試験に合格しなければ、厳しい現実が待つのみである。

8 法科大学院側の意識

法科大学院は、学者教員と実務家教員に二分されているが、一般的に言えば両者には下記のように意識の違いがある。

まず、学者教員は、試験のことを全くと言って良いほど意識していない。新司法試験に出るであろう範囲を網羅することすら考えていない。ひどい教員になると、判例をそのまま渡して、適当なお題をテーマにして、学生同士で議論させ、それを聞いているだけというものもあった。学者教員の多くに、法律教育のノウハウがまるでないことがうかがい知れる。学生としても、どう勉強すればよいのかわからなくなる者が多数出る始末であり、結果として予備校に縋らざるを得ない。学部と同じである。

これに対し、実務家教員は、学者教員のかかる実態を理解しているので、試験を意識した授業（テクニックなどではなく、思考のヒントなどを、事例解決に即した

		<p>形で伝える)が行われることが多い。ただ、実務家教員が実務教育をしようとしても、学生側の基礎力がまだ付いていない段階なので、そのまま実務で使えるようなハイレベルなことはやりづらいようで、苦勞されていたと思われる。</p> <p>もっとも、法科大学院を取り仕切っているのは学者であり、実務家はつんば棧敷に置かれるので、心ある実務家が何を言っても学者は聞く耳持たず、改善の意欲はまるでない。</p> <p>9 結語</p> <p>そもそも、実務と理論の架橋という法科大学院制度の理念は、まったく果たされていないのが実情である。実務でそのまま使えるようなことは、基礎的な法律知識をマスターしてからやるべきことであり、従来の試験合格→修習という方法がもっとも合理的であった。法科大学院制度は、その順序を誤っていること、そして、何より法科大学院自体が上記のとおり無意味な存在であることから、早々に廃止するのが望ましい。</p> <p>ただ、現実問題それは難しいと思われるので、当面は存置し、ただ新司法試験の受験資格から法科大学院卒業という要件を撤廃し、それでもなお法科大学院側が、学生をして通いたいと思わしめる程度の改善を行って、学生の満足度を高める存在になるならば、そのまま存置してよいと考える。ただ、それは難しいであろう。</p>
2011. 1. 8	19	<p>他学部出身の社会人出身者が一念発起してロースクール（未修）に進学し、三振してしまった経験から、報告書に関して、新司法試験制度の問題点と改善策を提言してみたいと思います。</p> <p>一. 合格者数について</p> <p>1. まず、三振した者の率直な感想として、当初の閣議決定で目安として年間 3000 人と決めていたものを 2000 人しか合格させないことはやはり国家的詐欺としかいいようがないと思っています。私も含めて多くの方は、この閣議決定を信じて、リスクをとって社会人を辞してロースクールへの進学を決意したのであるから、この 3000 人という数字は守って欲しかったです。</p> <p>2. 本題に入ります。司法試験合格者数は国策として決定すべきことです。そして、現代のグローバル社会では、国際経済競争抜きにして国策は考えられません。欧米の企業では法務関連職には多数の弁護士がおり、ハイレベルな法務体制が整っています。他方、日本の企業の法務職にはほとんど弁護士がいないのが現状です。日本の企業が世界で戦っていくには、企業の法務職に弁護士が従事することが必須です。既に商社をはじめ一部企業では続々と弁護士を法務職に採用しています。これらの企業内弁護士が活躍することで、他の企業も次々と弁護士を採用することになるはずですが、法律事務所への就職は確かに難しい状況ですが、企業への就職は積極性をもって就職活動をすれば比較的容易なはずですが。例えば、転職サイトの人材バンクネット、イーキャリア F A 等で法務職を検索すると、求人は多数あります。また求人がなくても法務部がある企業は日本だけでも山ほどあるのですから、自分から売り込みにいけばよいのです。企業の法務職のほとんどは弁護士資格を有するもので構成される時代の到来は時間の問題です。そう考える</p>

と、司法試験に合格した者を全員就職させなければならないという前提に立った場合でも、年間 3000 人の合格者の潜在的受け皿は十分にあり、法律事務所のみを受け皿とする考え方はあまりに古すぎる考え方です。

3. また、そもそも前提論として、司法試験合格者の就職難が合格者数抑制の根拠とされることがありますが、この根拠も不明です。積極性のない人、コミュニケーションスキルのない人はどの業界でも淘汰されるのであり、なぜ司法試験に受かるとどんな人でも雇用を保障しなければならないのかまったく理解に苦しみます。

私としては、年間 3000 人は必要最小限でもっと増やしてもよいと思います。そのほうが、社会に適応して実力のある者のみが弁護士として生き残り、結果としてそれが社会全体のためにもなるからです。

確かに、合格者の就職率が下がれば法曹を目指す人も少なくなるかもしれませんが、これは合格するまでの負担（期間や費用）が大きい現状の制度のもとでの話であり、ロースクール卒業や予備試験という受験資格制度を撤廃すれば、その分だけ司法試験へのチャレンジのハードルも下がりますから、法曹を目指す人が減少しないと思います。

司法試験は、あくまで法曹になるための実力を測る試験ですから、ロースクールはそのような実力を教育機関に通うことで身につけたいという人が任意に通う教育機関という位置づけが適切です。その結果、実力あるロースクールは生き残り、実力のないロースクールは潰れることとなります。

二. 新司法試験の合格率について

新司法試験の合格率は年々下降傾向にあり、ついに 25%程度まで落ち込みました。来年もこれと同水準かさらなる下降が予想されます。自分の受験経験からして、論文試験は、問題との相性との関係で一発的要素が強いこと、採点基準が不明確であることにより、あまりに不安定な試験といわざるをえません。このような試験に選抜的試験並みの合格率を要求するのは受験生の人生をいわずらに不安定にするだけです。論文試験は、どう考えてもこれは間違っているというようなありえない法律構成をした答案を排除する試験で事足りると思います。

やはりアメリカ並みの 7、8 割の合格率にして、あとは市場原理に委ねるのが妥当だと思います。

三. 司法修習制度について

司法修習については給与制が一時的にとはいえ維持されることになりました。私のように不合格者は多額の奨学金返済義務を負っており、それは合格者の方も同様です。そして、司法修習生は、専念義務も課されるので、私は、司法修習生の経済的事情を考えれば給与制に絶対反対という立場ではありません。

しかし、そもそも司法修習は必要なのでしょうか。他の国家資格（医師、公認会計士等）で国から給料がでる修習制度があるというのは聞いたことがありません。また、一年に及ぶ国による長期修習という制度も聞いたことがありません。なぜ弁

		<p>護士だけ特別なのか。国民が納得できる答えはないと思います。また、司法修習を経験した弁護士も司法修習はそこまでやるほどの絶対必要な制度ではないと思っている方も多いです。司法修習制度については廃止すべきです。就職できた者がOJTで実務能力を身につけていくというスタイルで十分だと思います。</p> <p>四. 予備試験について</p> <p>予備試験は経済的事情でロースクールにいけない方や時間的制約によりロースクールにいけない社会人のための制度です。しかし、予備試験には受験資格制限がないため、私の予想では、大学在学中の超優秀層の受験生やロースクール在学中の受験生も多く受験し、結果としてのこのような方が合格するのではないかと考えています。その結果、予備試験制度が想定している合格者である経済的事情のある方や社会人の方は、やはりなかなか合格できないということになると思います。これは予備試験制度の趣旨に反します。予備試験には受験資格制度を設け、大学在学中の方やロースクール在学中の方の受験を制限する規定を設けるべきです。</p> <p>ただ、そもそも論として、私は上記のように、予備試験やロースクール制度は撤廃すべきと考えています。</p> <p>五. まとめ</p> <p>司法試験制度は改革されなければならないとされて久しいですが、結局のところ保守的な考えがはびこり、いまだ改革に成功していません。何度も言いますが、国策としての司法試験は、グローバルな視点で考えなければいけません。日本は国際競争の中で生き残っていかなければならないのですから。既得権益を獲得したがる方たち（弁護士会等）は、本当に日本の将来を考えて意見を言っているのでしょうか。おそらく自分たちの利益を守ることしか考えていないでしょう。</p> <p>誰もが希望を持って生きていける日本、国際競争にも堂々と戦っていける日本にするには、司法制度改革断行の1つとして弁護士にも徹底した市場原理を導入することは絶対に必要なことです。</p> <p>六. 追記の提案</p> <p>私のように三振してしまった人の追跡調査を国はすべきではないでしょうか。おそらくほとんどの方（特に社会人出身の方）は、数百万の奨学金返済義務がありながら就職先が見つからないというとても厳しい状況に追い込まれているように思えます。同じ体験をした者として、とても心配をしています。三振者の人生を滅茶苦茶にしてしまったのを全て本人の自己責任にするのはおかしく、国にも何割かの責任があるはずです。</p>
2011. 1. 8	20	<p>報告書を読みました。とてもよく現状を映していると思います。しかし気になった点、自分の意見が多少ありますので、メールさせていただきます。</p> <p>1. 新司法試験合格人数について</p> <p>新司法試験の合格人数は現在年間 2000 人程度です。当初の発表では年間 3000 人</p>

程度だったはずですが。この乖離はいったいなんなんでしょうか？

法科大学院学生数が増えてその分合格率が減るとするのは納得がいきます。分母が当初の予定より増えたわけですから。しかし合格人数が減るとするのはおかしい話です。学生が増えたということはその分熾烈な競争をしているということです。

法務省は学生のレベルが低いから合格させられないと回答しています。そして法科大学院の入学定員を削減すれば学生のレベルが上がって合格人数 3000 人を達成できると述べています。

しかし競争率が低くなるのに学生のレベルが上がるといえることはありません。

合格人数は先に日弁連の圧力等によって政治的に決定しているのはだれの目にも明らかです。医師数の人数コントロールに失敗したように法曹も同じような失敗を繰り返すと思われます。

旧試時代のように短答と論文の日程をわけ、問題を簡素なものとするれば、試験の合格水準は上がります。はるかに多くの科目数、試験範囲、過酷な日程であれば、合格水準が下がるのは当たり前です。

法科大学院生は皆擦り切れる直前まで努力しています。皆国家によってたまされたという思いでいると思います。これだけ多くの人を人生を左右したのだから、もっと責任をもって事態に取り組んで頂きたいです。

2. 法曹人口について

(1) 報告書では今のような就職難であれば 2000 人合格もやむを得ないという意見があります。しかし就職難は日本中どこでも一緒であり、それに比べれば法曹の就職難なんてはるかにましです。

就職難だから合格人数を減らしましょうという論が成り立つのであれば、合格できなかった人は就職できるとでもいうのですか？法曹資格があるほうがない人よりも就職しやすいのは当然です。

それとも不合格者の就職なんてどうでもいいということでしょうか？就職難を理由に合格人数を抑制するのはおかしいです。

(2) 私個人の経験ですが現在の法律家は敷居が高いです。値段も高い、アクセスが悪い、一部の人は態度も悪い。国民は敷居の低い法律家を求めていると思います。いわば今までの弁護士がデパートだとしたら、国民は値段も質もそこそこなユニクロみたいな量販店のような弁護士を求めているのだと思います。現在の法曹人口ではそこにまで至っていません。

		<p>気軽に利用できる法律専門家が身近にいないことによってどれだけの国民が泣き寝入りをしているか。法曹が増えたとしても必ずしも訴訟社会になるとは限りません。しかし法曹が増えて気軽に利用できるのであれば、泣き寝入りする国民は減るのです。</p> <p>法曹人口は現在でも大幅に不足しています。既得権益者の意見に左右されず国民の目線、国家戦略として考えていただきたいです。</p>
2011. 1. 9	21	<p>1. 「普通の」社会人には参入不可能</p> <p>私は社会人として旧司法試験に挑戦してきた者です。旧司法試験の場合は、万人に試験が開放されていたので、自分のペースで勉強ができます。よって、仕事と勉強の両立は可能でした。しかし新しい試験制度は、「多様な人材を法曹界へ」という改革の理念とは完全に逆行しています。法科大学院を經由して法曹へ転身することは「普通の」社会人には全く不可能だからです。</p> <p>私には養うべき家族がいます。住宅ローンを抱え、給料は下がる一方のために生活は楽ではありません。30～40代の、いわゆる働き盛りの世代は多かれ少なかれこのような状況にあると思います。こうした境遇にある人々が、一念発起して法科大学院に入り、仮に最短コースで法曹になれたとして、経済的負担がどれほどになるでしょうか。</p> <p>法科大学院の授業料は高く、教科書代なども含めれば卒業までの2年間で、学費として400万はかかるでしょう。そして合格率が3割を切っている現状においては、勉強漬けの毎日が予想され、在学中にアルバイトなどを行っている余裕はありません。卒業しても、すぐに司法試験が待っているために過酷な勉強が続きます。そして晴れて試験に合格しても、さらに司法修習が待っています。法律で仕事を禁止された上で、1年間の勉強が続きます。こうしてみると、法科大学院入学から司法修習を終えるまでの3年半は勉強に追われ続け、全くの無収入です。一体、誰が生活の面倒を見てくれるのでしょうか。社会人時代の年収が700万だとしたら、3年半でトータル2500万の機会損失となるわけです。こうした現実を目の前にして、法科大学院を目指せる「普通の」社会人がいるのでしょうか。</p> <p>2. 法科大学院での勉強は有益か</p> <p>法科大学院で教壇に立つのは、ほとんどが実務経験のない大学の先生です。このような先生方に、法曹となるのに不可欠な知識や技量を教える力量があるのか疑問です。もっとも、そうした力量がなくとも、司法試験に合格させるための熱意と技量を先生方がお持ちであれば、法科大学院にもそれなりの存在価値があるでしょう。しかし私が法律の本質を学んだのは、残念ながら大学ではなく予備校でした。予備校の講師は大学の先生よりも博学で、質問にも誠実に応えてくれました。この点、質問しても適当に答えをはぐらかす大学の先生とは大違いでした。ネット上においても法科大学院の授業を礼賛する声は聞こえてきません。教える技術以前の、誠実さという点での不平不満も渦巻いています。法科大学院の素晴らしさを訴えているのは関係者だけです。</p> <p>3. 残酷な制度</p>

		<p>法科大学院の総定員 5000 人に対し、合格者は年間 2000 人。つまり法科大学院入学者の 6 割は何年間も拘束され、勉強に明け暮れ、多額のカネを注ぎ込んだにもかかわらず、法務博士という履歴書に書けない称号を得ただけで「THE END」です。何という残酷な制度でしょう。誰が、何のために、こんな仕組みを考えたのでしょうか。</p> <p>4. 予備試験</p> <p>社会人を含めた「多様な人材」を選抜するには、予備試験が理念通りに運営されなければなりません。しかし現実には、経営の根幹に関わるということで、法科大学院関係者が予備試験を骨抜きにしようと画策していると聞きます。ひどい話です。「多様な人材を法曹界へ」という改革の理念を実現するには、司法試験の受験資格を従来のように開放すべきです。それが無理ならば、せめて予備試験が公正に実施されなければなりません。法科大学院存続という目的だけのために、予備試験合格者数を意図的に絞るといことが行われなことを切に願っています。</p>
2011. 1. 9	22	<p>法科大学院制度は賛否両論あるが、議論に振り回されすぎているように思う。合格率 7 割をうたったのに 3 割以下、3000 人合格なのに 2000 人合格しか出さない。就職難、質の低下の議論も理解できるが、まず最優先されるべきは日々勉強に励んでいる法科大学院生である。7 割合格の中で設けられた受験回数という、いまや何の意義もない欠陥制度も問題である。</p> <p>まずやるべきは教育力のない法科大学院を一刻も早く撤退させ、受験者数を減らし合格率を高め、撤退した学校に回していた補助金を成果を出している学校に回すか、修習の給費制度維持に用いればよいと思う。</p> <p>何にせよ、既得権益を守ろうと様々な立場の人間が主張しているが、もはや議論は出尽くしているのだから、一刻も早く制度を確定し、制度の予測可能性を持たせることが肝要であると考えます。</p>
2011. 1. 9	23	<p>1、三振制度については、今の制度を維持すべきと考えます。</p> <p>5 年で 3 回というのは、適性の無い者に早期に進路変更を促すには丁度よい回数とスパンであり、早期に転身を図り成功されている事例（公務員、民間法務部など）も多く聞いております。</p> <p>2、三振者へのケアについては、現在全くなされていないことは非常に問題であると考えます。</p> <p>そこで、法科大学院卒業者については、司法書士資格を、登記法についての試験または講習を経ることを条件に付与することを提案したいと考えます。</p> <p>法科大学院の教育課程で、登記法等の専門領域を除き、必然的に司法書士レベルの法的知識は身に付いているため、不足する登記法等については一定の試験・講習をクリアすれば司法書士レベルの業務には問題はないと思料いたします。</p> <p>既存の司法書士からは猛反対が予想されますが、司法書士には本来弁護士の職域である簡易裁判所代理権が付与されたこととの均衡からは甘受すべきと考えます。</p> <p>3、司法試験の実施・合格者数について</p>

		<p>急激に合格者数を減らすのは不可能とは思いますが、現状の弁護士飽和・質の低下の状況を考慮すれば、年間 1000 名以下が妥当と考えます。</p> <p>折衷的な案として、司法試験は 1 年おきの隔年実施、一回の試験での合格者数は 1500 人程度とするのがよいと思料します。</p> <p>(隔年実施の場合は 6 年で 3 回の制限とすべきでしょう。)</p>
2011. 1. 9	24	<p>法科大学院第一期末修コースの修了生です。受験枠を使い終わる前に、受験から撤退しました。修了後 3 年から 5 年を使って不合格となる可能性が高すぎて、挑戦する意欲を失いました。</p> <p>我々第一期生は、入学する段階でもかなりハードルが高かったのですが、ここを乗り越えれば、と思って飛び込みました。しかし、その後状況が一変し、私の場合、年齢的にもかなり思い切った挑戦をしたつもりだったため、在学中から大きな不安が拭えず、制度を十分に利用できなかったと思っています。私自身に不足している要素も多々あったと考えていますが、そのことを踏まえても、法科大学院制度のあり方が、多くのチャレンジ精神に満ちた個人に強い負担はあまりに大きかったと思います。私の周りでも、多くの有能な若い人たちが、人生の一部を賭け、少なからず犠牲を払いました。受験に至った人たちの合格率を議論することも大切ですが、様々な事情の中で新司法試験受験のリスクを強く感じ、意欲を削がれて受験自体を諦めてしまう修了生がいかにか多いか、その実態を把握すべきであると考えます。</p> <p>私は、法科大学院という制度自体は、日本においても有意義なものになり得るはずだと、今でも信じています。しかし、十分な準備が為されていなかったことから、高い理想を現実には反映できないまま、見切り発車してしまったことを残念に思っています。制度を残すのであれば大幅な修正を。修正がなされないのであれば、制度は廃止されてもやむを得ないと思います。</p> <p>現状の日本の法曹育成制度は、あまりにも個人の能力を信頼していません。実務で活躍している法曹の多くは、司法試験という難関を突破しただけでは実務能力を身につけたとは評価されず、実際には、オンザジョブで実務を学び仕事を身につけたはずで、そして、法科大学院の制度は、オンザジョブで実務を学ぶ前提を効率よく身につける場所だったはずで、仕事の能力があるかどうかは、仕事をするうちに評価される仕組みが整っていれば十分です。しかし、そう考えない人たちによって、制度の実態が歪められました。</p> <p>もっと多くの修了生に実務で能力を試すチャンスが与えられてしかるべきであると考えます。そのために、法曹教育の内容を再検討し、学生が過度な負担を強いられることなく、あるべき姿の法教育・トレーニングに専念する体制を整えてください。法科大学院制度が創設された時に問題視されていたように、いくら練られた試験を用意しても、競争試験によって実務能力は身につけませんし、測定できません。意欲旺盛な挑戦者から意欲を奪う結果となっています。もう一度原点に立ち返って制度のあり方を検討していただきたいと思います。</p>

2011. 1. 10	25	<p>法科大学院は、法曹養成制度としての機能を十分に果たしていない。新司法試験合格者（但し、上位のごく一部を除く）、実務能力（バランス感覚、文章表現力、真相解明力等）のレベルの低さには目に余るものがあります。</p> <p>即刻、1）国から法科大学院への補助金給付は削減・撤廃し、2）新司法試験の受験資格制限（法科大学院の卒業）を撤廃することで、法科大学院存続の制度的保障をなくし、自然淘汰によって潰れるところは、そのままツブすべきである。</p> <p>ついでに、司法試験の合格者数の制限もしてもらいたい。弁護士の就職難は年々深刻化する一方であり、「潜在的」弁護士需要など存在しないこと（虚妄であること）は自明である。このままでは法学部志望者は激減し、有能な人材は法曹界に集まらなくなり、アホな裁判官、アホな検事、アホな弁護士のオンパレードとなり、司法全体・裁判自体が機能しなくなるであろう。</p>
2011. 1. 10	26	<p>1. 結論</p> <p>法科大学院はできる限り早期に廃止すべきである。</p> <p>法科大学院のみならず、司法試験合格者数3000人を含めた司法改革全般を見直すべきである。</p> <p>2. 理由</p> <p>1) 経済的差別・学歴差別の問題、給源の多様化からかけ離れていること</p> <p>司法改革以前は、司法試験さえ合格すれば学費にお金を掛ける必要はなく学歴も問われなかった。司法試験に合格する以前の成績も問われなかった。その意味で、司法試験は、社会・学校から落ちこぼれた人間の唯一の一発逆転の機能を有していた。</p> <p>ところが、今は、四年制大学を卒業し、その上、法科大学院まで卒業しなければならなくなった。その上、司法試験に合格するまでの間の高額な学費・生活費をまかなえるだけの経済的に恵まれた人でなければ司法試験を目指すことさえできなくなった。更に、弁護士になってから就職先を見つけるためには、学部での成績、法科大学院での成績だけでなく、卒業した学部や法科大学院も一流でなければ採用されなくなり、学歴主義が先鋭化されることになった。その結果、法曹の給源は絞られ、司法制度改革の理念とは逆行する結果となっている。</p> <p>2) 質の低下</p> <p>法科大学院の未修者コースの入学試験には法学の試験がなく、法科大学院の授業カリキュラムも基本六法以外の学科が多く含まれていること、その上、司法試験合格者が大幅に増え合格水準を下げたことから、司法試験合格者の基本六法に関する基礎的知識のレベルがとにかく低下している。</p> <p>3) 有為な人が目指さなくなったこと</p> <p>司法試験が誰でも合格できるようになったこと、弁護士になっても就職先がなく、ワーキングプアローヤーズが増加していること、法科大学院に莫大な費用と時間がかかることから優秀な学生が法曹を目指さなくなった。</p> <p>4) 授業の問題</p> <p>法科大学院の授業は、従来の法学部の教授が担っている。しかしながら、大学</p>

はそもそも研究機関で、教授は教育に長けているわけではない。かといって実務家教員は、知識が浅く、教育にも長けていない。

また、法科大学院の授業は講義形式が避けられソクラテスメソッドに固執することから、基礎科目を体系的に教えることができず、学生は断片的な知識しか習得できていない。これでは学生に応用力が身につくはずがない。応用力は、深く幅広くて正確な基礎的知識がなければ、発揮することはできないのである。

また、カリキュラムが多様過ぎて基礎科目に重点が置かれていない。更に、予習復習等の負担が重すぎ、司法試験とも連動していないので、授業を真面目に受けている人に限って司法試験に合格しにくい構造になっている。反面、予備校のダブルスクール化は加速している。

法科大学院の授業を経たからといって、有用な法曹になれるはずがない構造となっており、新人実務家のレベルは低下する一方である。

5) 学部空洞化

各大学では、法科大学院の司法試験合格率が大学の存亡に関わることから、法科大学院の教員や施設にばかりお金を掛けており、法学部自体の授業は安く実務家教員を使うことでお茶を濁している。そのため、法学部自体の質の低下が甚だしく、日本の法学教育のレベルは下がる一方である。学部自体の空洞化が激しいため、法科大学院自体のレベルが以前の学部レベルに比較して下がってきており、法科大学院にした意味がなくなっている。

派生的問題ではあるが、大学の法学教授は研究をする暇がなくなり、法科大学院の合格率ばかりに集中させられているので、大学の研究レベルの低下も著しい。

6) 三振アウトの不合理性

三振アウトは、合理性がなく、廃止されるべきである。

三振アウトをしても、再び法科大学院に入学すれば、リセットされるのであり、裕福な人だけはエンドレスに司法試験を受けられるきわめて不合理な制度である。

法科大学院の存続のため以外には理由がないであろう。

7) 大学自体の問題

大学は、文部科学省に人事もお金も握られており、各法科大学院は文科省からの補助金なしに存続することは不可能となっている。そのため、もともと大学は文科省の言いなりであったのに、法科大学院はその弊害が特に顕著であり、法科大学院の改革は大学の改革以上に困難なものとなっている。文科省は、法曹の実務とは関係がないのであり、法曹の実態を知悉しているわけではない。文科省所管の法科大学院に法曹養成を担わせるには限界がある。

8) 適性試験の不合理性

IQを図るだけのような適性試験を何故経なければならないのか、その意味が分からない。適性試験は単なるアメリカの制度の模倣に過ぎず、即刻廃止すべきである。適性試験は、大学入試センターと日本法務財団の財源を潤沢にするため以外に合理性が全くない。悪弊あるのみである。

		<p>9) 第三者機関の意味</p> <p>各法科大学院の自主独立性を尊重する、多様な人材を法曹へと言いながら、第三者機関が評価するというこの意味が分からない。第三者が評価するのであれば、結局、法科大学院が独自性など見いだすことはできないであろう。また、第三者機関の評価の指標も分からない。評価の客観性を担保できない。結局は、文部科学省の都合により評価されているだけなのではないか。</p> <p>10) 弁護士としての就職先のないこと</p> <p>2000人という今の司法試験合格者数では、弁護士としての就職先が見つからない。昨年の一括登録日に登録自体をしなかった人は、250名を超えた。ノキ弁や即独を含めれば潜在的な就職難民は500名を超えることも十分に予想される。「法曹需要は経済活動の派生需要であり、今後経済の低迷により法曹需要が激減することは避けられない」旨の安念教授の言葉は正しい。今後、少子高齢化社会による経済の低迷が加速することにより、益々弁護士への需要は低下する。法科大学院を仮に存続させるとすれば、法科大学院の入学者を相当程度絞り、司法試験合格者数を年間1000人以下に抑えない限り、法科大学院を目指す人は減り続ける。また、今後とも2000人合格者数を続けていけば、益々弁護士の経済的基盤が失われ、経費を捻出できなくなる。そうなれば、自ずと法科大学院生の未来もないであろう。</p> <p>11) 司法制度改革審議会の理念との非整合性</p> <p>「点による選抜からプロセスによる選抜へ」との司法制度改革審議会の理念自体を見直すべきである。何故、「点による選抜」がよくないのか、それについての合理的な理由や説明は一切存在しない。</p> <p>点による選抜の方が公平性が担保でき、実力がよく分かる。前述の一発逆転の機能も果たせる。点による選抜の方がプロセスによる選抜よりも優れている。</p> <p>そもそも「予備校がよくないから法科大学院」との理念も間違っていた。予備校の授業の方が大学の授業よりもはるかに勝っていた。</p> <p>また、法科大学院と司法試験受験のために学生は、二度予備校に通うことになり、予備校は隆盛を極めている。予備校のダブルスクール化は、司法改革前よりもむしろ加速しており、このことは、法科大学院が始まる前から分かっていたことである。</p> <p>合理性のない大義名分、美辞麗句で進めてきたのが今回の司法制度改革である。</p> <p>司法制度改革により、改革前よりも司法制度は劣悪なものとなった。</p> <p>司法制度改革自体を見直すべきである。</p>
2011. 1. 11	27	<p>法科大学院への社会人出願者が少なく、年々減少している主な原因は、制度が、社会人の事情を全くくみ取っていない点が大きいのだと思います。</p> <p>やはり、社会人からの出願を増やすには、働きながら法科大学院を卒業できる仕組みづくりが不可欠です。</p> <p>すなわち、土日祝日・平日の夜間の授業開講を主軸とするべきでしょう。通信制法科大学院の設置も検討すべきです。</p>

		<p>現在は、社会人等の夜間の受講を前面に出しているのは筑波大学法科大学院のみですが、広く社会人からの応募を増加させるためには、定員 100 人以上の大規模校については、定員の半数を夜間コースとすることを義務づける等の措置が必要だと思われます。</p> <p>法学部卒業後、司法試験の受験勉強のみに専念した人のみに限らず、社会的経験を有する幅広い人材から多くの有用な法曹を育てるという理念と、日本の現状からすれば、司法書士、弁理士等の隣接法律職種や企業の法務担当者、裁判所書記官や行政職員等の公務員といった、既に法律実務に関する経験・知識を有している者が、実務を続けて経験を積み重ねながら法曹になる道を考えるのが自然です。</p> <p>しかし、現在の制度では、社会人が法曹を目指すためには、職を辞して、収入がゼロになる中で高額な学費を数年間支払い続けなければなりません。しかも、それだけのマイナスがある上に、最終的に法曹になる可能性もさほど高くはないとなれば、誰しも立ち止まって考えます。</p> <p>また、法科大学院で、こうしたリスクやコストに見合うだけの価値がある教育がなされているかについても、疑問です。</p> <p>これまでに積み重ねたキャリアを全部捨てて、法科大学院に進むのが賢明かと考えた場合に断念する人が多いのも、うなずける気がします。</p> <p>これはまた、大学を卒業して間もない者にとっても、経済的に厳しい選択肢だと思われる。よほど裕福な経済的環境にあるのでなければ、優秀な人間ならば、このような進路は敬遠するのではないのでしょうか。</p> <p>現在でも、仕事を持ちながら司法書士・弁理士・税理士試験等に挑戦している人は多く、そうした人たちは、皆、土日祝日や平日の夜間等に学んでいます。</p> <p>さらなる社会人出願者の減少を回避するためには、法科大学院が、夜間あるいは通信制へ重点をシフトする以外にないように思われます。</p>
2011. 1. 11	28	<p>1 法科大学院(法曹養成制度)の評価に関する研究会報告書に対する意見</p> <p>(1) 総論的な意見</p> <p>私にとりまして同報告書は、法務省・文部科学省におきます法曹養成制度に関する検討ワーキングチームの検討結果と異なり、新司法試験合格者のみならず、不合格者、司法試験予備校関係者等、幅広くヒアリングを行っており、現状の悲惨さを的確に報告しているものと思われます。ただ、現状認識・整理は的確になされていても、今後どのような改革をすべきかという全体像が見えて来ないような気がします。この点に関しましては、後述の私案をご参考にいただければ幸いです。なお、法務省等では法科大学院間での自由競争における淘汰の結果、優良な法科大学院のみが生き残れば法科大学院制度は維持できるとの考えがあるやに思われますが、法科大学院がひとつ潰れるたびにマスコミで騒がれ、その都度法科大学院の存在意義が問題視されることから、法科大学院ひいては法曹の人気は落ちていくばかりであり、現段階で法改正を伴う抜本的な改革は急務かと思われます。</p> <p>また、ヒアリングの対象者に関しましては、もう少し広く、現行制度を廃案さ</p>

れた佐藤幸治京都大学名誉教授や中坊公平元日弁連会長、青山善充法科大学院協会理事長、高橋宏志司法試験委員会委員長、法曹養成制度に詳しい河井克行衆議院議員(元法務副大臣)、伊藤真・伊藤塾塾長以外の予備校(辰巳法律研究所、東京リーガルマインド、TAC、Wセミナー等)代表者、旧司法試験・予備試験の受験生(法科大学院に進学しない理由を聴くため)、等にヒアリングする必要があったのではないのでしょうか。さらに、ヒアリング対象者作成のレジュメは当研究会HP上に公開されておりますが、発言内容は公開されておらず、少なくとも発言要旨は公開すべきではないのでしょうか。

さらに、同研究会にしる法務省・文部科学省におきます法曹養成制度に関する検討ワーキングチームにしる、法曹養成制度に関して検討するのは必要ですが、法務省・文部科学省・最高裁判所等にまたがる問題であり、かつての司法制度改革審議会のように内閣の下である程度一元的に検討を行わなければ検討の成果が実現される可能性が低いのではないのでしょうか。

(2) 個別的な意見

- ①同報告書では法曹人口問題について検討されていますが、平成22年新司法試験合格者の就職活動状況の悲惨さを考慮いたしまして、年間合格者は1000人から1500人が限界かと思われまます。むしろその程度に抑えておいた方が法曹の人気は高まることでしょう。
- ②法科大学院についての委員の指摘の中で、学部2年段階での法科大学院選抜試験を提唱するものがありました(同報告書20頁冒頭)、現実的な指摘と思われる、後記私案の抜本的な改善案その②「法科大学院廃止、司法学部(仮称)創設」と意図を同じくするものと思われまます。
- ③同報告書における新司法試験の制度設計・試験方式・内容・受験回数制限等に関する委員の指摘には共感もてまます。ただ、新司法試験は旧司法試験に比較して科目負担が重過ぎる点も検討対象に入れるべきかと思われまます。
- ④予備試験に関して規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月閣議決定)を踏まえて適切な措置が講じられるべきとの委員の指摘には共感もてまます。この点に関しましては後で現行制度下での緊急の課題①～③として私案を述べさせていただきます。
- ⑤その他の委員の指摘も大変共感もてまます。特に最後の「次のような、志願者への説明不足と志願者の認識不足を解消する努力・工夫が必要ではないか。…」との指摘は重要ではないのでしょうか。法科大学院創設当初に関しては、過大な宣伝をしたマスコミにも問題があるのではないのでしょうか。

2 法曹養成制度の改善に関する私案

(1) 現行の法科大学院・新司法試験制度の問題点

同報告書の内容と重なる面もあるかと思いますが、現行制度には、以下のような問題点があるものと思われまます。

- ①経済的・時間的事情で法科大学院に進学できない者の法曹資格取得の困難性。

- ②法科大学院における未修者と既修者の学力格差(新司法試験の合格率参照)。
- ③法科大学院ごとの学習内容の不統一(特に要件事実論の不統一は今後法曹実務に深刻な影響を与える可能性がある。)
- ④新司法試験に直接出題されない法曹倫理、模擬裁判、法文書作成等を法科大学院生に課しても充実した学習ができないのが現状。
- ⑤司法試験に合格していない学者教員による不適切な教育内容(自分の専門分野や最先端分野に固執)。
- ⑥法曹人口拡大による弁護士の就職困難。
- ⑦新司法試験の受験回数制限(いわゆる三振制度)による過剰な不安感。

その他、問題点は数え切れないほどあり、これらがもとで法科大学院適性試験の受験者数は減少の一途を辿っているものと思われます。端的に申し上げますと、現行制度は、立法事実の調査をろくにせず一部の学識経験者の持論に依拠しただけで、そもそも導入の必要性はなかったし、法曹志望者側の受験環境に配慮しなすぎたのが原因かと思われます。

(2) 抜本的な改善案その①「法曹養成制度における旧司法試験の存続」

最良の改善案は、法曹養成制度に関して、法曹志望者の経済的事情等で左右され、且つ、教育効果面で弊害の著しい現行の法科大学院・新司法試験制度を廃止し、受験資格について平等で、且つ、教育効果の高い旧司法試験制度を今後も存続させることが考えられます。

すなわち、旧司法試験制度においては大学で所定の教養科目の単位を取得するのみで、二次試験を受験できました。このように、受験資格を得るために特別な時間的経済的負担は不要であり、旧司法試験受験に際して法律基本科目を十分学習し、司法修習で実務の基礎を学び、その後いわゆる居候弁護士として先輩から実務を学ぶというプロセスによる法曹養成が健全に機能していたといえます。

にも拘わらず、司法制度改革審議会意見書(平成13年6月12日)に端を発する一連の司法改革は、制度改革の必要性が全くないのに新司法試験の受験資格に法科大学院修了を要するという時間的経済的に過剰な参入規制をかけました。その結果、法曹志望者(法科大学院適性試験受験者)の激減、新司法試験合格率の著しい低下、要件事実論教育等の不統一、司法修習考試の不合格者の増加、弁護士人口増加による居候弁護士への就職困難等、多くの問題を惹き起こし、上記意見書でも強調されている健全なプロセスによる法曹養成を却って崩壊させています。また、司法試験予備試験は、科目負担が大きい割には最終の司法試験合格ではなく、これまた法科大学院と同様に法曹志望者にとって迂遠すぎる制度です。

そこで、法科大学院・新司法試験は失敗に終わった旨を宣明にし、早々に司法試験法等を改正し、健全な過程的プロセスである旧司法試験を中心とした法曹養成制度に戻すべきと考えます。旧司法試験の存続こそが多くの法曹志望者(特に社会人受験生)の本音といえます。

(3) 抜本的な改善案その②「法科大学院廃止・司法学部(仮称)創設」

法曹志望者にとって時間的経済的負担の大きい法科大学院制度を廃止して、法科大学院の機能を移転させた司法学部(仮称)を創設して、その修了者に司法試験受験資格(回数制限なし)を付与し、他の学部出身者には簡素化した司法試験予備試験にて受験資格(回数制限なし)を付与する等の規制緩和をするという案です。

すなわち、前述のように現行の法科大学院・新司法試験による法曹養成制度は、新司法試験合格者数激減にみられるように教育効果が薄い割には時間的経済的負担が大きく、また、法科大学院適性試験受験者の激減にみられるように、法曹志望者の支持を失ったといえます。

そこで、法曹養成制度としては旧司法試験の存続(前述の抜本的な改善案その①)が選択肢として最良と思われませんが、現行制度を活用できる次善の策として、法科大学院を一旦廃止し、法学部とは独立した法曹養成教育専門の4年制の学部である司法学部(仮称)を創設し、法科大学院の人的物的機能を移転させ、司法学部卒業者に回数制限なしの司法試験の受験資格を付与する等の規制緩和を図ることを提案させていただきます。もっとも、法科大学院における失敗を踏まえて司法学部では、①履修対象を法律基本科目のみに絞り、要件事実論等の統一性を図るために法律実務基礎科目は司法修習で行う、②法学部と協力関係を図りつつも司法学部の教員は法曹実務家中心で行う、等の改革を行う必要があります。

これにより、学部修了のみで司法試験の受験が可能となり、法曹志望者の時間的経済的負担は大幅に緩和される(親としても大学院は無理でも子供が希望すれば学部は卒業させてあげたいと思うのが一般的かと思われまゝ)。また、多くの人は高校在学の頃までに法曹を志望するか否かを考えており、卒業単位数を若干増やしても学部を法曹養成の中核とするのは現実的な政策と思われまゝ。さらに、法科大学院制度における法学既修者と法学未修者の格差問題も生じないこととなります。

また、司法学部以外の卒業生には法律基本科目に限定し簡素化した予備試験に当たる試験を実施し、その合格者に司法試験の受験資格を付与すれば機会の均等は図れます。そして、司法試験法4条の受験回数制限は、法曹志望者に過度な萎縮効果を与えており、撤廃するのが妥当と考えまゝ。受験回数制限を撤廃すれば司法学部卒業や下記司法試験二次試験(司法試験予備試験に相当)合格は、一種の法律学検定試験のような機能をも備えて、民間企業の法務部員・法律事務所職員・法律系公務員採用の際に考慮し得る等の利点も考えられます。

そして、この案に依拠した場合の具体的な司法試験制度体系(教育効果を考慮して基礎力を問うものから徐々に応用力を問うものに進みます。)は、以下のようものが想定されます。

①司法試験第一次試験(旧司法試験一次試験に相当)

教養科目のみの試験、大学での所定の教養科目の単位取得者は免除。

②司法試験第二次試験(司法試験予備試験に相当)

法律基本科目の基本的な知識の正確な理解を問う試験(短答式&論文式)。司法学部修了者は免除。現行の新司法試験のように短答式・論文式双方の試験を同時期に実施し、短答式試験合格者のみ論文式試験を採点し、短答式試験の成績

を最終合格判定に考慮する。

試験科目は当該科目の学術上・実務上の重要性と受験生の負担を考慮して、短答式は憲法・民法・刑法、論文式は憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法とする。

③司法試験第三次試験(新司法試験本体に相当)

法律基本科目の基本的な知識の正確な理解とその応用能力を問う試験(論文式のみ)。第二次試験論文式試験よりは若干長文の問題文にして規範知識のみならず充実したあてはめができるかも問うものとするが、法律実務基礎科目(要件事実論等)は問わずに司法修習(旧司法試験下と同じもの)の対象とする。

試験科目は当該科目の学術上・実務上の重要性と受験生の負担を考慮して、憲法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法・選択科目(行政法・倒産法・知的財産法・労働法から1つ選択)とする。

(4) 現行制度下における緊急の課題その①「司法試験予備試験における一般教養科目の廃止ないし免除措置」

司法試験予備試験(司法試験法5条)における一般教養科目を廃止、または、予備試験を一般教養科目のみで行う予備一次試験(学校教育法に定める大学において学士の学位を得るのに必要な一般教養科目の学習が終わった者には免除(改正後の旧司法試験に関する規定4条1項1号参照))と法律科目で行う予備二次試験に分ける等の司法試験法の改正を行うことが緊急の課題と考えます。

すなわち、司法試験予備試験は、司法試験を受けようとする者が法科大学院課程修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的としている(司法試験法5条)にもかかわらず、法科大学院で履修対象とされていない一般教養科目を予備試験の試験科目としている司法試験法5条2項8号・同条3項1号は、予備試験制度の趣旨に反する立法過誤ともいえるべき不当な参入規制と考えます。

この点、司法試験委員会会議(第60回)議事要旨(法務省HP)には司法試験委員会委員の発言として、「…法科大学院では一般教養科目を履修していないという指摘があるが、法科大学院生は大学を卒業しているので、当然、一般教養科目を履修している。他方で、受験資格に制限のない予備試験においては、法律に定められているとおり一般教養科目を課すのは当然のことで、一定程度の割合で一般教養科目を受験してもらう必要があると思う。」とありますが、それならば予備試験を2つに分け一般教養科目については旧司法試験一次試験においてなされた免除措置を設ければ足りると考えます。

そして、予備試験に一般教養科目を課すのであれば法科大学院入学やその履修課程で一般教養科目を必須とするのが公平であるが、それが出来ない(ないしする必要がない)のであれば公平の原理に反する不当な参入規制は早々に撤廃すべきであると考えます(内閣府規制改革会議「更なる規制改革の推進に向けて～今後の改革課題～(平成21年12月4日)」56頁参照)。

(5) 現行制度下における緊急の課題その②「司法試験予備試験論文式試験法律基本科目のサンプル問題の作成・公表」

司法試験委員会は司法試験予備試験の法律実務基礎科目・一般教養科目のみならず、論文式試験法律基本科目についても早急にサンプル問題を作成して公表すべきと考えます。

この点、司法試験予備試験の短答式試験については新司法試験本体と一部共通化するとされ、また、法律実務基礎科目・一般教養科目については既にサンプル問題が公表され、受験予定者はその概要を知ることができます。にも拘わらず論文式試験で法律実務基礎科目・一般教養科目よりはるかに大きな配点比率を有すると予想される法律基本科目7科目(司法試験法5条2項1号～7号、同条3項1号)に関しては未だサンプル問題が公表されておらず、受験予定者はその概要を知ることができません(この点、「司法試験予備試験の実施方針について」平成21年11月11日司法試験委員会決定の記載内容はあまりに抽象的であり、これだけで論文式試験法律基本科目の概要を想像するのは極めて困難です。)。これでは、予備試験受験対策に支障を生じさせ、予備試験が、法科大学院を経由しない人にも法曹資格を取得する途を確保するために設けられた趣旨を実質的に没却しかねません。

そこで、司法試験委員会は、第1回(平成18年)新司法試験開始以前に全科目についてサンプル問題を公表した先例に従い、予備試験論文式試験法律基本科目全科目について、早急にサンプル問題を作成・公表し、出題形式、難易度等の概要を明らかにするべきであると考えます。

(6) 現行制度下における緊急の課題その③「司法試験法5条1項の判定方法・基準の明確化」

司法試験委員会は、早急に司法試験法5条1項にいう法科大学院課程修了者と同等の学識及びその应用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定する方法・基準を策定して公表すべきと考えます。

すなわち、「予備試験の実施方針について」(平成21年11月11日司法試験委員会)では、「予備試験が、法科大学院を経由しない人にも法曹資格を取得する途を確保するために設けられた趣旨から、それらの人にも公平に新司法試験の受験資格が与えられるよう配慮する必要がある。」とあり、法曹資格取得の機会均等の観点から予備試験は極めて重要な制度であるのにも拘わらず、司法試験法5条1項の判定方法・基準は未だ明確になっていません。

この点については、平成22年5月21日(金)の衆議院法務委員会における河井克行委員と千葉法務大臣・加藤法務副大臣との質疑でも採り上げられているが、公平、合否判定の適正化の観点から司法試験委員会は早急に判定方法・基準を明確にして公表すべきと考えます。

なお、一案としては、短答式試験の場合は新司法試験本体と一部共通化されることが決定しており、法科大学院課程修了者のみで実施される平成23年新司法試験受験者の最低ラインを一応の目安とすることが考えられます。また、論文式

		<p>試験の場合には新司法試験と共通化される対象がないため判定が中々困難ではあるが、審査委員の一部併任がなされることから法科大学院課程修了者のみで実施される平成23年新司法試験論文式試験採点対象者の最低ラインと同一の学識・応用能力・実務の基礎的素養があるか否かで判定すべきと考えます。また、論文式試験合格発表後に併任審査委員に対する詳細なヒアリング等を実施して判定方法・基準の公平・適正化を図るという方法も考えられます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
2011. 1. 11	29	<p>1 法曹人口について</p> <p>法曹人口は増やす必要はあるが、現時点においては企業が訴訟リスクに対して認識が甘い以上難しいと思われる。現状の2000人程度でよいであろう。</p> <p>2 法科大学院システムについて</p> <p>法律は、現代社会において、個人、企業、国内、国際、地域、権力、市場規制等の様々なファクターを関連付けるものである。それゆえ、法曹は、法律の知識のみならず、幅広い社会に関する知識が必要である。</p> <p>医師は、学部入試時に競争が発生するため、国家試験においては競争が少ない。それゆえ、学部6年間を不安なく運動と勉強を両立できる。このことは、学生に余裕を生み、資格試験とは関係のない勉強や、スポーツ等の課外活動をする意欲も必然的に発生する。また、私の幼馴染の千葉大医学部生によれば、就職においては、学校や国家試験の成績ではなく、研究内容や人格が重視されるようである。そして、何らかの運動部に入部することを強く勧められるそうだ。さらに、単に医師国家試験に合格するだけでよいならば、医学部は6年も必要ないという。このように、医師の教育システムは、医師において重要なのは、ペーパー試験ではない、という理念を体現しているように見える。</p> <p>他方で、法曹の教育システムは、理念としては医師に近かった。すなわち、法科大学院では、試験対策のみならず、幅広い知識の習得が卒業要件となっており、国家試験の合格率は7~8割を目安としていたのである。この理念によれば、法科大学院入試時において競争が発生し、法科大学院においては医学部同様の余裕ある研究と試験対策が可能であり、理想形に近いといえた。</p> <p>ところが、制度設計のミスにより、競争発生が法科大学院入試及び国家試験の双方で発生している。それゆえ、法科大学院においては試験対策を重視せざるをえない。このような現状は、法科大学院の理念を阻害するものであるから、即刻改革させるべきである。また、予備試験という法科大学院を經由しないで、ペーパー試験のみで合格できるルートが存在する点は、理念と乖離しているように思える。したがって、理念のみが独り歩きしている現状の法曹教育システムは、中途半端であり、この現状の医師との差異を説明する合理的根拠に乏しいと思われる。</p> <p>さらに、法科大学院の教員の中には、新司法試験の要求レベルに達することができないような解説しかできない者もいるようである。実務家のように法曹資格を有する者はさておき、単なる研究者が法科大学院で教鞭をとるというのに対しては、一定の歯止めが必要であろう。特に、憲法は顕著である。</p> <p>このような教員の質の差は、法科大学院の合格率の二極化の一因であることは間</p>

		<p>違う。</p> <p>以上要するに、ア法科大学院の定員を国家試験の合格者数と同程度に規制すべきであり、イその方法として、教員の質が確保できていないような法科大学院を廃止すべきであろう。</p>
2011. 1. 11	30	<p>ロースクールは、箸にも棒にもかからない制度だと思います。</p> <p>ほとんど検討されることもなく、一夜にしてできた制度ですから、成立の経緯からしてよい制度になるはずがありません。</p> <p>本当に学生が気の毒ですし、教員にも負担のみがかかっています。</p> <p>誰も、幸せになるものはいません。</p> <p>大体、新司法試験の合格率を出して、それが低いところは取り潰すなどという話が出ているのに、一方で、試験対策をしてはいけないなどというのは、笑い話としか思えません。</p> <p>「教員が趣味的な授業をして、何の役にも立たない。」「同級生を蹴落として、頑張らないとだめだと、尻を叩かれる。大学教官とも思えない、非人道的な発言で間違っている。」などなど、学生の怨嗟の声は尽きません。</p> <p>この制度を作った者は、後世から永遠にその不見識を嘲笑されるでしょう。</p> <p>早急に、全廃すべきです。</p>